

埼玉県旅券事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旅券事務の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事務処理の範囲)

第2条 パスポートセンター（以下「本所」という。）、パスポートセンター川越支所、同春日部支所（以下「支所」という。）及び別表の旅券事務権限移譲市町村の欄に掲げる市町村（以下「市町村」という。）が処理する旅券事務は、次のとおりとする。

(1) 本所の事務取扱

- ア 外務省及び他県からの照会、回答並びに通達文書等の処理に関する事。
- イ 外務省及び他県との連絡調整並びに会議等の開催又は参加に関する事。
- ウ 支所及び市町村への通知並びに連絡調整に関する事。
- エ 県予算に関する事。
- オ 本所及び支所の業務の委託に関する事。
- カ 支所及び市町村で行う事務以外の事務に関する事。

(2) 本所及び支所の事務取扱

- ア 本所、支所及び市町村間の通知並びに連絡調整に関する事。
- イ 統計に関する事。
- ウ 職員の研修に関する事。
- エ 外務省への各申請書等の進達及び報告に関する事。
- オ 外務省との旅券データの送信及び受信に関する事。
- カ 旅券作成に関する事。
- キ 緊急を要する各種申請の受理に関する事。
- ク 一般旅券（残存有効期間同一旅券を含む。以下同じ。）発給申請の受理に関する事。（旅券法（昭和26年法律第267号。以下「法」という。）第3条第1項から第3項まで）
- ケ 現有旅券の確認に関する事。（法第3条第5項）
- コ 法第9条第1項の渡航先追加申請の受理に関する事。
- サ 旅券の交付に関する事。（法第8条第1項及び第3項、第9条第3項、第10条第4項）
- シ 法第13条の規定に該当する事案の申請受理の可否についての書類の外務大臣への進達及び当該申請の受理に関する事。
- ス 法第14条の発給制限等の通知に関する事。
- セ 旅券の紛失又は焼失による届出の受理に関する事。（法第17条第1項及び第3項）

ソ 返納旅券の受理に関する事。 (法第19条第5項)

タ 返納旅券の消印後の名義人への還付に関する事。 (法第19条第6項)

(3) 市町村の取扱事務

ア 別表のパスポートセンターの欄に掲げる本所及び支所への通知並びに連絡調整に関する事。

イ 一般旅券発給申請の受理に関する事。 (法第3条第1項から第3項まで)

ウ 現有旅券の確認に関する事。 (法第3条第5項)

エ 旅券の交付に関する事。 (法第8条第1項及び第3項、第10条第4項)

オ 旅券の紛失又は焼失による届出の受理に関する事。 (法第17条第1項及び第3項)

カ 返納旅券の受理に関する事。 (法第19条第5項)

キ 返納旅券の消印後の名義人への還付に関する事。 (法第19条第6項)

(法令等の遵守及び協力)

第3条 本所、支所及び市町村は、旅券事務の処理に当たり、法及びその他の法令を遵守するとともに、円滑な旅券事務が図れるように努め、互いに協力し合うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、旅券事務の処理について、必要な事項を別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、別表の旅券事務権限移譲市町村の欄に掲げる本庄市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町及び上里町の事務処理は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、別表の旅券事務権限移譲市町村の欄に掲げる加須市及び久喜市の事務処理は、平成24年6月1日から、行田市、深谷市、戸田市、坂戸市、ふじみ野市、毛呂山町、越生町及び鳩山町の手務処理は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、別表の旅券事務権限移譲市町村の欄に掲げる志木市及び三郷市の事務処理は、平成25年6月1日から、羽生市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、吉川市、寄居町及び松伏町の手務処理は、平成25年10月1日から、北本市の手務処理は、平成25年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

ただし、別表の旅券事務権限移譲市町村の欄に掲げる飯能市の事務処理は、平成26年4月1日から、杉戸町の手務処理は、平成26年7月1日から、上尾市、入間市、鶴ヶ島市、伊奈町及び宮代町の手務処理は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

ただし、別表の旅券事務権限移譲市町村の欄に掲げる幸手市及び日高市の事務処理は、平成27年7月1日から、桶川市、蓮田市、白岡市及び三芳町の手務処理は、平成27年10月1日から、川島町の手務処理は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

ただし、別表の旅券事務権限移譲市町村の欄に掲げる熊谷市の事務処理は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

別表

旅券事務権限移譲市町村	パスポートセンター
熊谷市	大宮本所
川口市	大宮本所
行田市	大宮本所
秩父市	大宮本所
所沢市	川越支所
飯能市	川越支所
加須市	春日部支所
本庄市	大宮本所
東松山市	川越支所
狭山市	川越支所
羽生市	春日部支所
鴻巣市	大宮本所
深谷市	大宮本所
上尾市	大宮本所
草加市	春日部支所
越谷市	春日部支所
戸田市	大宮本所
入間市	川越支所
朝霞市	川越支所
志木市	川越支所
和光市	川越支所
新座市	川越支所
桶川市	大宮本所
久喜市	春日部支所
北本市	大宮本所
八潮市	春日部支所
富士見市	川越支所
三郷市	春日部支所
蓮田市	大宮本所
坂戸市	川越支所
幸手市	春日部支所
鶴ヶ島市	川越支所
日高市	川越支所

吉川市	春日部支所
ふじみ野市	川越支所
白岡市	大宮本所
伊奈町	大宮本所
三芳町	川越支所
毛呂山町	川越支所
越生町	川越支所
滑川町	川越支所
嵐山町	川越支所
小川町	川越支所
川島町	川越支所
吉見町	川越支所
鳩山町	川越支所
ときがわ町	川越支所
横瀬町	大宮本所
皆野町	大宮本所
長瀨町	大宮本所
小鹿野町	大宮本所
東秩父村	川越支所
美里町	大宮本所
神川町	大宮本所
上里町	大宮本所
寄居町	大宮本所
宮代町	春日部支所
杉戸町	春日部支所
松伏町	春日部支所